

須恵村・仲原村・志免村の水路陥落復旧賠償金(1)

海軍炭鉱・国鉄炭鉱の遺跡群(24)

前回まで6回にわたり、明治二十年以降の「新原の井戸水濁濁事件」を紹介しましたが、今回は須恵村と

仲原村、志免村が関わった「水路陥落復旧賠償金」と題する資料を紹介することにします。(1) (Ref:0802147100)に分かれていて、JACAR (アジア歴史資料センター)【大正8年公文備考 巻108の2 会計2止】に含まれています。

大正八年一月二十二日、海軍探炭所長秋葉鑛太郎が海軍大臣加藤友三

郎に宛てた文書には次のようにあります。

陥落地賠償ノ件

当所新原炭山ニ於テ探炭ノ結果、田面陥落ヲ来シ、耕作上支障ヲ生シタルモノ、本年度ニ於テハ別表調査ノ通ニ有之候ニ就テハ、前年度ノ例ニ由リ、田地ノ性質ニ随ヒ、一時打切支払ヲナスモノト、当年度減収高ヲ賠償スルモノトニ区分シ、別紙甲号及乙号ノ通、賠償金支出致度候条、御認許相成度。

前年度にも同様の出来事があり、

すでに解決策に前例があったようです。一時払いと減収高を賠償するの二通りです。二月十七日、大臣は「認許」しました。

甲号と乙号は次のように解説されています。

賠償金算出ノ基礎

甲号 前年度ニ於テハ一時打切、壹反歩ニ付金八拾貳円五拾銭ヲ賠償シタルニ、其ノ後復旧ニ要スル労働賃金、益昂騰ヲ来シ、前年度ニ於テ地主側ト協定ノ当時ハ移動スヘキ土壤壹

立坪ノ工費三円四十五銭ヲ要スル見込ナリシニ、今日ハ其ノ六割ヲ増加セル五円五十二銭ヲ要スルニ至レリ。而シテ一反歩ニ付、移動スヘキ土壤ヲ十二立坪トシ二回復旧スルモノト為シ、一反歩ニ付百三十二円(円未満ハ切捨ツ)ノ一時打切支払ヲ為スヲ至当ト認メ、地主側ト協定シタリ。

乙号

減収賠償金ノ標準ハ前年度ト同シク、被害ノ程度ニ依リ、小陥落、中陥落、大陥落ノ三種ニ区別シ、小ハ一反歩ニ付玄米三斗四升(一俵)、

中ハ玄米七斗五升、大ハ玄米一石三斗六升(四俵)トシ、大正七年十二月一日、地方玄米相場一俵(三斗四升)十三円二十九銭ナルニ依リ、左ノ通算定ス。【何円何銭何厘まで表記されている】

- 小 一反歩ニ付 一三円二九〇
- 中 同 二九、二五〇
- 大 同 五三、一六〇

(終)

次に甲号・乙号の明細書が付いていて、甲号・乙号とも所在地及地番・地目・賠償反別・賠償単価・賠償額による一覧表となっていて、所有者名は上がっていません。ここでは所在地を上げるにとどめます。すなわち、陥落の被害を受けたのは、

甲号が須恵村大字佐谷字ヒエバル、字馬立、大字上須恵字南免里、字小鳥越、字男鳥、字名引、字天神木、字川子、字ニラガキ、字大嶋原、字野間、大字須恵字猿田、字古宮、字潮井掛、字原口、字南ヶ浦、大字新

原字久保、字大牟田、字中ノ原、字坂口、字野間、仲原村大字酒殿字水町。

乙号が須恵村大字植木字下小川原、字脇本、字坂本、大字旅石字行瀬、字松本、字其田、字八反ヶ坪、字林添、字河原、字宮ノ下、字開キ、字井田、字赤坂、字原仲、字橋ヶ本、字日焼、字繁木、字南田、字辻、字中道、仲原村大字酒殿字水町、字萬正田、字八田、字上川原、字新貝、字矢ノ坪、志免村大字志免字小万崎、字一ノ坪、字石井手、字水町、須恵村大字植木字下小川原、字脇本、大字旅石字松本、字河原、字赤坂、字原仲、字橋ヶ本、字日焼、仲原村大字酒殿字水町、字萬正田、字上川原、字新貝、須恵村大字旅石字中道、大字植木字下小川原、大字旅石字長浦、字行瀬、字河原、字宮ノ下、字赤坂、字原仲、字橋ヶ本、字繁木、字中道、仲原村大字酒殿字水町、字萬正田、字八田、字上川原、字新貝、志免村大字志免字飛越。

かなり広い範囲に被害地が広がっていることがわかるが、その賠償金総額は次の通りだった。(二月十二日、秋葉海軍探炭所長から久野海軍省経理局第一課長宛)

陥落地賠償金ノ件

二月八日経予第六三号ヲ以テ本件御照会ノ趣了承。左ニ。

一、上申書ニ掲記セル賠償金ノ金額ハ一時打切り賠償金一万五千八百二十四円五十一銭四厘、減収賠償金七千四百六十一円二十五銭八厘、合計二万三千二百八十五円七十七銭二厘ナルカ、該上申御認許ノ上ハ、本年度予算ノ許ス範囲内、即チ約九千四百円(予備金共)ニ相当スル分ヲ正式ニ協定ノ上仕払請求セシメ、残余ハ来年度ニ入り協定ノ上、仕払手続ヲ為ス所存ニ有之候。

二、一時打切賠償ハ物価ノ平調ヲ待チ処理スル方、経済上得策ナリトノ御意見ナルモ、北九州ニ於ケル工業ノ隆盛ト労働者ノ払底ト鑑ミ、

将来復旧ニ要スル労働賃金ガ何程低下スヘキヤ、其見込殆ト相付カサルノミナラス、時勢ハ、陥落賠償ニ対スル地主側ノ思想ニ変化ヲ来シ、賠償標準ノ益増率スヘキ傾向アリ。出来得ヘクンハ一時打切りノ方法ニ依リ、将来ノ煩累ヲ避クル方、鉱業者ニ取りテハ最モ有利ナリト思料候ニ付、甲号調査ノ分ハ此際一時払ノコトニ致度候。

(三、略)

四、減収賠償金玄米価格ハ福岡地方□米同業組合ニ於テ調査シタル、吉塚口外六個所ニ於ケル出口米ノ十二月一日現在価格ヲ平均シ算出シタルモノニシテ、前年度モ同一振合ニ取扱致シタルモノニ有之候。

(終)

海軍探炭所は予算の範囲で支払うこと、支払額は一時払いと減収賠償金とのどちらが支出が少なくて済むかということ、現場の事情を判断して海軍省に上申ししていた。